



平成 26 年 12 月 19 日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号  
 会 社 名 ブロードメディア株式会社  
 (コード番号: 4347)  
 代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎  
 問 合 せ 先 取 締 役 植 村 保 彦  
 管 理 本 部 長  
 電 話 番 号 03 - 6439 - 3725

**第三者割当による自己株式の処分価額及び  
 第三者割当による第 3 回乃至第 5 回新株予約権 (行使価額修正選択権付)  
 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム)  
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 12 月 3 日開催の取締役会において決議したドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする自己株式の処分及び第 3 回～第 5 回新株予約権 (行使価額修正選択権付) の発行に関して、この度、平成 26 年 12 月 19 日に、自己株式の処分価額 (106,750,000 円) 及び第 3 回～第 5 回新株予約権に係る発行価額の総額 (8,700,000 円) の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本自己株式の処分及び新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 26 年 12 月 3 日公表の「第三者割当による自己株式の処分及び株式買取契約の締結並びに第三者割当による第 3 回乃至第 5 回新株予約権 (行使価額修正選択権付) の発行並びに新株予約権買取契約 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム) の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 第三者割当による自己株式の処分価額の払込完了について

＜本自己株式処分の概要＞

(1) 処 分 期 日	平成 26 年 12 月 19 日
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 350,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株当たり 305 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	106,750,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法による。
(6) 処 分 先	ドイツ銀行ロンドン支店

2. 第三者割当による新株予約権発行価額の払込完了について

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	平成 26 年 12 月 19 日
(2) 発行新株予約権数	11,000,000 個 第 3 回新株予約権 5,000,000 個 第 4 回新株予約権 3,500,000 個 第 5 回新株予約権 2,500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 8,700,000 円 (第 3 回新株予約権 1 個当たり 1.69 円、第 4 回新株予約権 1 個当たり 0.05 円、第 5 回新株予約権 1 個当たり 0.03 円)

(4) 当該発行による 潜在株式数	11,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
	第 3 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 203 円
	第 4 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 233 円
	第 5 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 263 円

#### 【ご参考】

##### ※行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を 3 パターンに定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない（第 3 回新株予約権については当社の取締役会決議により行使価額を修正した場合にも当該行使価額の修正を本新株予約権者に通知した日の翌営業日から 2 営業日の間、残存する全ての第 3 回新株予約権につき行使可能となります。）仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。

なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度プレスリリースを行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、以下の場合を想定し、当社は本新株予約権に関して、行使価額修正に関する選択権を保有しております。

- (1) 行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込めるため。
- (2) 緊急の資金需要が発生した場合、行使価額を時価に合わせることで行使の蓋然性を高め、資金調達を促進する必要が生じるため。

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
発行数	5,000,000 個	3,500,000 個	2,500,000 個
発行価額の総額	8,450,000 円	175,000 円	75,000 円
発行価額	1.69 円	0.05 円	0.03 円
行使価額	338 円	388 円	438 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
下限行使価額	203 円	233 円	263 円
行使期間	1 年間	3 年間	3 年間
行使許可条項	有	有	有

以上